

漁業者の皆様へ

漁業における労働災害を防止しましょう！

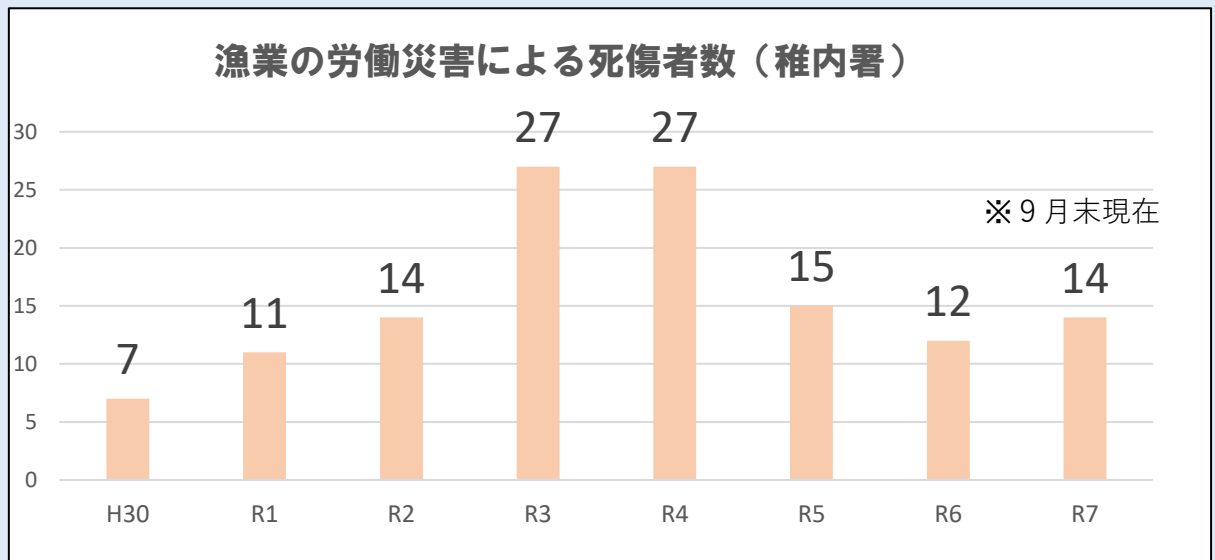


✓ 災害発生件数の動向

稚内監督署管内における漁業労働者による労働災害（休業4日以上）は、平成30年から増加し続け、令和3年と令和4年に27件を記録しました。

このため、稚内監督署では、第14次労働災害防止計画（令和5年から令和9年）において、漁業労働災害の減少を重点課題の一つとしています。

令和7年は14件とすでに昨年の災害件数を超えています。災害減少を厳に目指して取組をお願いいたします。



※労働者死傷病報告（休業4日以上）により算出

※令和7年は9月末確定値

※船員法が適用される船員にかかる災害は統計対象外

✓ 災害の傾向

- ・甲板上で滑ったり、もの（漁具や漁獲物）につまづいたりして転倒する、あるいは船倉に墜落する
- ・揚網機で網などを巻き取る際に、ロープや手袋とともに手が巻き込まれる
- ・揚貨装置を用いる際に、八尺やロープが身体に激突する
- ・高年齢者が多いが、10代～20代の労働者も被災している

✓ 実際の災害事例（令和7年以降抜粋）

- ・船内の魚倉に行くためはしごを下っていたところ、足を踏み外し、地面に右足を強く打ち付け捻挫したもの。（20代男性、休業4日間）
- ・定置網を引き上げる作業中、ロープと船体の間に右足が挟まれ、右ひざを捻挫したもの。（20代男性、休業4週間）



稚内労働基準監督署

- ・海上で、船べりに八尺を配置しようとしたときに、船体が大きく揺れたので、被災者ともう1名が八尺を抑えようとしたところ、被災者の左足に負荷がかかり、左ひざ後十字靭帯を損傷したもの。（50代男性、休業12日間）
- ・ビットに引っ掛かったワイヤーを外そうとして両手でワイヤーを持ち、ほかの作業員にワイヤーの張りを緩める装置を操作してもらい、ワイヤーの張りを緩めたところ、張っていたワイヤーとビットの間に指がこすりつけられるように挟まれ、左手の第2、3、4、5指が切断されたもの（20代男性、休業2か月）
- ・定置網を引き上げる作業中、ロープと船体の間に右足が挟まれ、右ひざを捻挫したもの。（20代男性、休業4週間）
- ・船上でホタテの玉付け作業を行っていたところ、ロープを巻き付けているローラーとロープの間に指を挟み左手の第1指を骨折したもの。（40代男性、休業3か月）
- ・ウインチで荷揚げ用のワイヤーフックを緩めた際に、波風の揺れによりフックが大きく揺れて顎にあたり裂傷を負ったもの（20代男性、休業6日）

✓ 休業4日未満の事例

- ・船上で熱中症となったもの
- ・船体の揺れ等で体の一部を船体にぶつけケガしたもの。

✓ その他漁業関連の災害事例（令和7年）

- ・トラック荷台上でホタテの積み込み作業を行っていたところ、ホタテで足を滑らせ荷台から地面に落下、右ひじ粉碎骨折、右腰骨・右肩打撲を負ったもの。（20代男性、休業3か月）

✓ 労働災害防止のために

- ・まず、経営トップが災害発生防止の決意表明を行きましょう。
- ・安全作業のルールを定め、労働者に対して定期的に安全衛生教育の機会を設け、災害事例の紹介などを行きましょう
特に、経験がない、あるいは少ない労働者に対して、安全の基本事項を徹底しましょう
- ・ロープや漁具、ドラムなど激突や巻き込まれのおそれのある器具には、稼働中は一定距離以上近づかないよう責任者が指示をしましょう
- ・連携して作業を行う際は合図を定めましょう
- ・保護具（ヘルメット、ライフジャケット、手袋、耐滑安全靴等）の着用により危険を防止しましょう
- ・陸揚げ作業時にトラックの荷台へ上がる際は、保護帽（墜落時保護用）を着用しましょう

（問い合わせ先 0162-73-0777）